

短期入所療養介護「加算チェックシート」

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における短期入所療養介護費			
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40 人以下は 1 以上)	☐ 満たさない	厚労省告示第19号9イ注1・2
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	☐ 満たさない	
定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
ユニットケア減算	日中ユニットごとに常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	厚労省告示第19号9イ注3
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 未整備	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	☐ 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施していない、担当者をおいていない	☐ 未整備	
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	☐ 未整備	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等 4 1 以上の場合、利用者数等 2 0 毎に 1、かつ 2 名超えて配置 ②利用者数等 4 0 以下の場合、利用者数等 2 0 毎に 1、かつ 1 名超えて配置	☐ 該当	厚労省告示第19号9イ注4
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、PT、OT、ST 等が共同し利用者ごとの計画を作成	☐ 該当	厚労省告示第19号9イ注5
	利用者に 2 0 分以上実施	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅳ) 又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅳ) を算定していない。	☐ 算定していない	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とは区別している	☐ している	厚労省告示第19号9イ注6
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐ なっている	
	入所定員は 40 人を標準とする	☐ なっている	
	1 割以上の個室を整備	☐ 整備	
	1 人当たり 2 ㎡のデイルームを整備	☐ 整備	
	家族に対する介護技術や知識提供のための 30 ㎡以上の部屋の整備	☐ 整備	
	単位毎の利用者が 10 人程度	☐ なっている	
	単位毎の固定した職員配置	☐ 配置	
	ユニット型でないこと	☐ ユニットでない	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐ あり	厚労省告示第19号9イ注7
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	介護サービス計画書による記録	☐ 該当	
	緊急短期入所受入加算または若年性認知症利用者受入加算の算定	☐ 算定していない	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。	☐ あり	厚労省告示第19号9イ注8
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐ あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐ あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	☐ あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐ あり	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	受け入れ窓口の明確化	☐ あり	
	空床情報の公表	☐ あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	厚労省告示第19号9イ注9
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
重度療養管理加算	利用者が要介護4又は要介護5	☐ 該当	厚労省告示第19号9イ注10
	以下の（イ）～（リ）のいずれかの状態	☐ いずれかに該当	
	（イ）喀痰吸引（1日8回以上実施日が月20日を超える）	☐ 該当	
	（ロ）人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸（1週間以上）	☐ 該当	
	（ハ）中心静脈注射	☐ 該当	
	（ニ）人工腎臓（週2日以上）かつ重篤な合併症	☐ 該当	
	（ホ）心機能障害、呼吸障害等で常時モニター測定	☐ 該当	
	（ヘ）膀胱・直腸の機能障害が身障者4級以上かつ ストーマ実施の利用者に皮膚の炎症等に対する ケアを実施	☐ 該当	
	（ト）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養	☐ 該当	
	（チ）皮下組織に及ぶ褥瘡に対する治療	☐ 該当	
	（リ）気管切開が行われている状態	☐ 該当	
	計画的な医学的管理を継続	☐ あり	
	療養上必要な処置を提供	☐ あり	
	医学的管理の内容等を診療録に記載	☐ あり	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）を算定していない。	☐ 算定していない	

点検項目	点検事項	点検結果		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13)」の「5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況」のA～Jの各項目について算定した数が合計40以上であること。	☐	40以上	厚労省告示第19号9イ注11
	地域に貢献する活動を行っていること	☐	該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の(i)若しくは(iii)、又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の(i)若しくは(iii)を算定しているものであること	☐	算定している	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13)」の「5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況」のA～Jの各項目について算定した数が合計70以上であること	☐	70以上	厚労省告示第19号9イ注11
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の(ii)若しくは(iv)、又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の(ii)若しくは(iv)を算定しているものであること	☐	算定している	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり	厚労省告示第19号9イ注12
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐	あり	厚労省告示第19号9イ注16
療養体制維持特別加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	☐	該当	厚労省告示第19号9イ注17
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐	配置	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
療養体制維持特別加算(Ⅱ)	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上であること。	☐	該当	厚労省告示第19号9イ注17
	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。	☐	該当	
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	☐	該当	
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定(初回月は除く) ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定している	☐	該当しない	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	厚労省告示第19号9イ(4)
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
	一日につき3回を限度として算定	☐ 1日3回を限度	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	厚労省告示第19号9口(7)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	厚労省告示第19号9口(7)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	Ⅱも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	
	介護機器を複数活用している	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	介護機器を活用している	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
緊急時治療管理	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度とし算定	☐	1回以下で3日連続	厚労省告示第19号9イ(6)
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合には点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐	あり	厚労省告示第19号9イ(6)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 6割以上	厚労省告示第19号9イ(7)
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員 7割 5分以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数 3年以上の職員 3割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ～Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	実績報告書
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養病床を有する病院における短期入所療養介護費			
夜勤減算	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員1（ただし2人以上）	☐	満たさない
	看護職員の数1以上	☐	満たさない
	看護又は介護職員の1人当たり平均夜勤時間64時間以下	☐	満たさない
	ユニット型・・・2ユニットごとに看護又は介護職員1以上	☐	満たさない
定員超過減算		☐	該当
人員基準減算		☐	該当
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐	未整備
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	☐	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	☐	未整備
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	☐	未整備
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m（両側に居室の場合2.7m）以上	☐	満たさない
医師の配置による減算	療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超える	☐	満たさない
夜間勤務等看護（Ⅰ）	看護職員が15：1、2人以上配置	☐	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	☐	満たす
夜間勤務等看護（Ⅱ）	看護職員が20：1、2人以上配置	☐	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	☐	満たす
夜間勤務等看護（Ⅲ）	看護・介護職員が15：1、2人以上配置	☐	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	☐	満たす
	看護職員1以上	☐	満たす
夜間勤務等看護（Ⅳ）	看護・介護職員が20：1、2人以上配置	☐	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	☐	満たす
	看護職員1以上	☐	満たす
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回月は除く） ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定している	☐ 該当しない	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
	一日につき3回を限度として算定	☐ 1日3回を限度	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	厚労省告示第19号9イ(5)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	厚労省告示第19号9イ(5)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	Ⅱも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	
	介護機器を複数活用している	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	介護機器を活用している	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐	あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	7日以内の利用	☐	該当	
	介護サービス計画書による記録	☐	該当	
	緊急短期入所受入加算または若年性認知症利用者受入加算の算定	☐	算定していない	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。	☐ あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐ あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐ あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	☐ あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐ あり	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	受け入れ窓口の明確化	☐ あり	
	空床情報の公表	☐ あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
特定療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
診療所における短期入所療養介護費			
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
定員超過減算		☐	該当
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐	未整備
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	☐	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	☐	未整備
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	☐	未整備
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接する廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上	☐	満たさない
	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上	☐	満たさない
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	☐	該当
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回月は除く） ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定している	☐	該当しない
食堂がないことによる減算	食堂を有していない（1日25単位減算）	☐	該当
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり
	定員、人員基準に適合	☐	あり
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり
	一日につき3回を限度として算定	☐	1日3回を限度
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐	該当
			厚労省告示第19号9/ハ(5)

点検項目	点検事項	点検結果	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐ 該当	厚労省告示第19号9/ハ(5)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	Ⅱも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ 該当	
	介護機器を複数活用している	☐ 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	介護機器を活用している	☐ 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐ あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	7日以内の利用	☐ 該当	
	介護サービス計画書による記録	☐ 該当	
	緊急短期入所受入加算または若年性認知症利用者受入加算の算定	☐ 算定していない	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない。	☐ あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐ あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐ あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	☐ あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐ あり	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	受け入れ窓口の明確化	☐ あり	
	空床情報の公表	☐ あり	
若年性認知症利用者受入加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
特定療養費	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員 7割 5分以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数 3年以上の職員 3割以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ～Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	☐ あり	